公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３４号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原29番地５
債務者　永田　　稔
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３５号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原29番地５
債務者　永田　雅子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３１号
愛知県一宮市開明南井保里32―１　シリウス93　102号室、住民票上の住所愛知県一宮市今伊勢町宮後字神戸１番地１　サンスクウェア101号
債務者　安江鉄筋工業こと　安江　昭二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９９４号
大阪府茨木市郡３丁目20番22号
債務者　ＢｒｅｅｚｅことＰＬＡＹこと　永元利男
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２０４号
大阪府池田市石橋１丁目10番19号
債務者　荒木　和義
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６号
山形県米沢市城南３丁目４番38号
債務者　来次　秀明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　敬一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１８号
山梨県大月市初狩町中初狩2958番地
債務者　奥田　秀敏
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
三重県伊賀市土橋61番地の１、前住所三重県伊賀市上之庄1340番地の４
債務者　今井　敏貴
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第８７号
大津市皇子が丘１丁目10番14号
債務者　辰神商事こと神農智貴こと　姜　　智貴
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
大津市膳所２丁目６番８号、住民票上の住所大津市柳川２丁目２番１―703号
債務者　中西　敬介
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向川さゆり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５９３号
大阪市城東区新喜多１丁目10―６　京橋ヴィラＡ棟302号、住民票上の住所大阪市城東区東中浜３丁目17番18号　ハイエストスリー305
債務者　奥田　知加
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２６号
大阪府八尾市南木の本６丁目35番地の２
債務者　ラポール・オートディーラーアクティブこと　瀬戸山栄一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２７号
大阪府八尾市南木の本６丁目35番地の２
債務者　瀬戸山ミヨ子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０５号
大阪府門真市中町７番９号
債務者　永井　幸雄
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　文男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９３２号
大阪府枚方市春日東町２丁目32番４号、前住所大阪府枚方市野村中町15番３号
債務者　越田　法雄
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　秀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４４号
大阪府富田林市小金台２丁目７番４号
債務者　福田　行弘
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部